

令和7年 第2回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和7年2月 7日					
3. 開催通知の期日	令和7年2月 7日					
4. 招集期日	令和7年2月27日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 4階議場					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	14	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美和子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	欠
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
	11	栗林和仁	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出

11. 報告事項

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

12. 提出議案

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

13. その他

令和6年度下半期農地流動化補助金について

令和6年度最適化活動の点検・評価について

<開会>

会長代理 ただいまから令和7年第2回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の欠席ですが、山本委員より欠席との連絡をいただいております。
それでは、招集者挨拶として、佐藤会長から挨拶お願いいたします。

<招集者挨拶>

議長 皆さん、足元悪い中お集まりいただきありがとうございます。
今月の17日ですか、新規就農者奨励金の交付式とブラッシュアップ品評会の表彰式に出席しました。皆さんの中にも出席していただいた方大勢いらっしゃいましたが、若い人の姿を見ると何かうらやましいなという気持ちで見学させていただきました。
その後農業者再生協議会の講演会ということで、6次産業に係る販売の仕方など非常に勉強になったなと思いました。
皆さんもまたいっぱい販売をされて山ノ内町の農業に貢献されていくと思いますので、よろしく願いいたします。短いですが、挨拶とさせていただきます。

会長代理 ありがとうございます。
それでは、議事の進行を佐藤会長、よろしく願いします。

<議事録署名委員の選任>

議長 4番の議事録署名委員の選任を行います。今回は、
4番 湯本幸作 委員
5番 佐藤和彦 委員
です。よろしく願いいたします。

<議事>

議長 それでは、5番の議事に入りたいと思います。
(1) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は3件です。
1件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇、現況地目畑、現況面積1, 197平米、農地のあっせん希望はございません。
2件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇ー〇他4筆、現況地目畑、現況面積7, 050平米、あっせんの希望が一部ございます。
資料18ページをご覧ください。

場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南東の方角にある農地です。

1 ページ目に戻っていただきまして、3 件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇他 6 筆、現況地目畑、現況面積 7, 3 7 6 平米、農地のあっせんの希望はございません。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、次に進みます。

(2) 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料 2 ページをお願いします。

報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、今月 5 件です。

1 件目、所在地大字寒沢字〇〇〇〇〇、〇〇〇-〇、現況地目畑、合計面積 1, 3 0 1 平米、通知人、賃貸人、〇〇の〇〇〇〇、賃借人、〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足のためとなっております。

2 件目、所在地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇他 2 筆、現況地目畑、合計面積 3, 1 2 9 平米、通知人、賃貸人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、賃借人、〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ所有権移転するためとなっております。

3 件目、所在地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、面積 5 4 4 平米、通知人、賃貸人、〇〇〇の〇〇〇〇〇、賃借人、〇〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人へ所有権移転するためとなっております。

4 件目、所在地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、面積 7 9 6 平米、通知人、賃貸人、〇〇の〇〇〇〇〇、賃借人、〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の息子へ所有権移転するためとなっております。

5 件目、所在地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目畑、面積 1, 8 7 6 平米、通知人、賃貸人、〇〇〇の〇〇〇〇〇、賃借人、〇〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足のためとなっております。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、次に進みます。

(3) 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料 3 ページをお願いします。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月 9 件です。

1 件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに 4, 7 6 2 平米、家族総数 2、稼働人員 1、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積 6, 1 5 5 平米、家族総数 2、稼働人員 2、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇他 2 筆、現況地目畑、合計面積 4, 1 4 8 平米、契約内容は贈与となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため経営規模の縮小、受人につきましては、リンゴ、モモの作付で経営規模の拡大となっております。

位置図を 1 9 ページから 2 0 ページ、公図を 2 1 ページから 2 3 ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の辺りより約 3 3 5 メートルほど

西に位置する農地と約496メートル南西に位置する農地、ほか、〇〇〇から約100メートルほど南東に位置する農地となります。

戻りまして、2件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積2万4,792平米、耕作面積2万6,707平米、家族総数3、稼働人員2、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万4,884平米、耕作面積1万4,988平米、家族総数3、稼働人員3、申請地は大字夜間瀬字中林820、現況地目畑、面積646平米、契約内容は交換となります。理由ですけれども、農地を交換し、現状の耕作状況にするとっております。

位置図を24ページ、公図を25ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇から約430メートルほど東に位置する農地となります。

3件目ですが、2件目の農地と交換する農地となります。申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、申請地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、合計面積542平米、契約内容は交換となります。理由ですけれども、農地を交換し、現状の耕作状況にするとっております。

位置図を24ページ、公図を26ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇から約388メートルほど東に位置する農地となります。

資料4ページをお願いします。

4件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1,062平米、耕作面積833平米、家族総数3、稼働人員2、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数1、稼働人員1、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、面積294平米、契約内容は売買で、価格は10万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため、空き家と隣接する農地を売却したい。受人につきましては、空き家と隣接する農地を購入して野菜を栽培したいとっております。

位置図を27ページ、公図を28ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇から約135メートルほど北に位置する農地となります。

5件目、申請人、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに5,414平米、家族総数1、稼働人員ゼロ、受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積2万1,960平米、耕作面積2万4,672平米、家族総数4、稼働人員4、申請地は大字寒沢字〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、現況地目畑、合計面積1,283平米、契約内容は売買で、価格は25万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢、労力不足のため、受人につきましては、リンゴの作付で経営規模の拡大とっております。

位置図を29ページ、公図を30ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇から約419メートルほど南東に位置する農地となります。

6件目、申請人、渡人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万5,910平米、耕作面積2万1,732平米、家族総数2、稼働人員2、受人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、面積5,461平米、契約内容は移転となります。理由ですけれども、夫婦共同耕作のため、所有権の持分2分の1を移転するとっております。

位置図を31ページ、公図を32ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇から約145メートルほど南西に位置する農地となります。

7件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積2,348平米、耕作面積830平米、家族総数4、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積2万527平米、耕作面積2万6,680平米、家族総数4、稼働人員2、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、面積544平米、契約内容売買で、価格は10万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住で労力

不足のため、受人につきましては、借り受けている農地を渡人の要望により購入するとなっております。

位置図を33ページ、公図を34ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇から約295メートルほど北東に位置する農地となります。

8件目、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積2,738平米、耕作面積ゼロ、家族総数1、稼働人員1、受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積2万432平米、家族総数5、稼働人員3、申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、面積796平米、契約内容は売買で、価格は65万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、借り受けている農地を渡人の要望により購入するとなっております。

位置図を35ページ、公図を36ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇から約310メートルほど南西に位置する農地となります。

9件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万5,483平米、耕作面積1万3,226平米、家族総数2、稼働人員2、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積2万962平米、家族総数3、稼働人員3、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇、現況地目畑、面積1,154平米、契約内容は売買で、価格は60万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢、労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、リンゴの作付で経営規模の拡大となっております。

位置図を37ページ、公図を38ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇から約370メートルほど東に位置する農地となります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件について、補足説明を渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 昨年末より〇〇さんのほうから、年齢のこともあるんですが、けがとか体調不良なども続き、畑仕事がもう難しくなってきたという話を伺っていました。引き続き栽培してくれる方を探していたところ、〇〇さんが引き受けてくれました。〇〇さんは、今までお勤めをしながら、奥さんと夫婦2人で少しずつ畑仕事を始めていました。ここで仕事を辞めて農家に専念する方向になっているそうです。夫婦2人でとても頑張っているのが大丈夫だと思います。畑のほうは雪のため現地確認がまだできていませんが、昨年までちゃんと収穫していた畑ですので大丈夫だと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

1番の案件について、質問のある方、挙手願ひします。(なし)

ないようですので、採決に移ります。

賛成の方、挙手願ひします。(全員挙手)

ありがとうございます。全員挙手で可決いたします。

2番と3番の案件について、補足説明を月岡委員、お願いいたします。

月岡委員 2番と3番関連がありますので、併せて説明させていただきます。

地図見てもらったほうが分かりやすいと思うんですが、24ページの地図を見ていただいて、今の現状の耕作のほうを先に説明いたします。〇〇〇-〇という場所が、今〇〇〇〇さんのブドウ畑になっているところです。〇〇〇という場所が、〇〇〇

○さんが今リンゴを作っている場所です。名義が昔登記したときと現在の耕作地とで逆になっていて、○○さんが○○○ー○、○○○○さんが○○○で登記されているそうです。そこで、現状の耕作状況に登記簿を合わせるということで、この土地を交換するというように2人で話し合っただけで、現状に合った形にこれからするというように、耕作自体は変わらないので問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
この2番と3番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
2番の案件について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
引き続きまして、3番の案件について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、4番の案件について、補足説明を小池委員よりお願いいたします。

小池委員 説明いたします。
○○○さんですが、数年前より○○○に引っ越してしまっていて、住宅のほうはお父さん1人で生活していたんですが、お亡くなりになりました。空き家になっておりました。○○さんが昨年6月、○○○に引っ越しされたのを機に、ぜひとも自分で野菜を作りたいということで空き家を探していたところ、運よく、○さんとの話合いができて、今回の案件となりました。前坂としても1軒でも空き家をなくして畑を作っていただければこんなにうれしいことはないかと思っておりますので、また畑等々を見ながら協力させていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。
この4番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番の案件について、湯本委員より補足説明をお願いいたします。

湯本(幸)委員 ○○○○さんですが、今までこの畑を借りていて、ちょうど10年の契約が切れるということと、自宅の近くの畑らしく、具合いいということで、またここで再契約するよりも買ったほうがいいということで売買ということになりました。問題ないと思っておりますので、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。
この5番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件について、齊藤委員より補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 ○○さんと○○○さん、夫婦でございまして、今年というか、去年から就農して、土地も購入されて、その中で2人で作業するというように、農地を二人の共有名義

として所有権を設定したわけです。問題ないと思いますので、お願いします。

議 長 ありがとうございます。
6番の案件について、質問のある方、挙手願います。
藤浦さん、お願いいたします。

藤浦委員 夫婦間の移転ということで、何の異論もないですけども、この移転の契約をすることによって、何かどういうメリットがあるのですか。家族経営協定とか、そういう関係ですか。

事務局 事務局の市川から説明いたします。
この案件につきまして、正直に申し上げますと、国庫補助金をもらっている関係で農地を共有で持つという要件がありまして、持分を夫婦で2分の1ずつ所有するかたちにする必要があったため今回の案件となりました。

議 長 よろしいでしょうか。

藤浦委員 わかりました。

議 長 ほかに質問のある方は挙手願います。
山口委員。

山口委員 奥さんは、これは日本国籍ということでしょうか。

事務局 ○○○○です。結婚されて、○○○○○○○という在留資格になりました。

山口委員 名前が昔の名前のままのようですが、このままで問題ないのですか。旦那さんの名前にされたりしないのですか。

事務局 通常、○さんは母国のお名前を使っています。外国籍の方は母国でのお名前のほかに通称名という日本用のお名前を設定できますが、そういう方は国籍が2つあるというわけではありません。○さんがもし○○○○○という名前を通常使用しますというふうに登録すれば○○○○○という名を使用することができます。通称名の設定は任意ですので、○さんがお名前を通称名に変えていなくても問題はありません。

議 長 ○さんは日本の方と結婚したが国籍は○○のまま、旦那さんの持っている土地を夫婦だから半分奥さんの名義にしたという理解でいたんですが、合ってますか。

山口委員 ○さんの国籍はこの先も○○○のままなんですか。すみません。何で聞いたかというのと、もし万が一この2人が離婚でもされたとき、この農地の所有権の半分を○○の方が所有するということになります。

議 長 当然そうですね。奥さんの名前のものですからね。

山口委員 はい。これって別に大げさに考えなければ何てことないんですけども、大げさに考えると大変大ごとだと私は感じました。夫婦になられたときに日本国籍になって

いれば何も疑問に思わなかったのですが。

事務局 結婚で国籍は変わりません。帰化しない限り〇〇国籍のままです。

事務局長 先日の農業新聞にも書かれていたんですが、外国の方が日本で土地を買ってはいけないという法律はないそうです。それで、購入するときはよくしっかりと農業委員会のほうで云々というので、これから国のほうからもいろいろ書類が上がってまいりますので、それに関してはまた3月の時点で説明させていただきたいと思います。今回の〇〇さんと〇さんに関しては夫婦ということで、〇さんが〇〇という名前にすればいいんでしょうが、外国の方は結婚の際に名前を変えなくてもいいという法律になっているようです。それと、まだ日本に来て長い年数経っておりませんので、日本人に帰化するということはまだできない状況です。ですので、今後何かあった場合には法律的に言うと財産分与というのがありますから、その時点で何を分与していくのか、共有名義のものをどうするのかというのは、それはお2人の話になってきますので、農地がどうこうという問題は今この場ではちょっと議することはできないと思っております。ですので、最終的に何かがあった場合に変更ということになれば、農業委員会に上がってくるということも考えられます。現状で言えることはそこまでです。
以上です。

議長 いかがでしょうか。いろいろ踏まえて、ほかに意見なければ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。(なし)
では、賛成の方、挙手願います。(多数挙手)
賛成多数で可決といたします。
7番の案件について、関委員より補足説明お願いいたします。

関委員 〇〇〇〇さんですが、以前より〇〇〇さんの畑を借り受けてブドウを作っています。〇〇〇さんは、労力不足でもう畑の管理ができないため、以前より〇〇さんに畑を買ってほしいという願いをしまして、〇〇さんは畑を購入した後、引き続きブドウを作っていく予定ですので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
この件に関して質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
8番の案件について、佐藤委員より補足説明をお願いいたします。

佐藤委員 この畑は、〇〇さんが長年〇〇さんから借りてモモを作っておられた畑です。昨年の11月に利用権再設定された経過もあつたんですけれども、〇〇さんのほうからぜひ畑を買ってほしいという希望がありまして、息子さんの〇〇さんの名義で畑を買うようなことになった次第であります。耕作もしっかりとされておりまして、問題ないと思います。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
この8番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。

賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

全員賛成で可決いたします。

9番の案件につきまして、関委員より補足説明をお願いいたします。

関委員 ○○さんの畑ですが、しばらく何も作っておらず、○○さんの畑が隣接しているの
で、草刈り等の管理をしていたようです。今後も労力不足で畑の管理ができないた
め、○○さんに買っていただきたいとのことで、○○さんは今後リンゴを作られる
ということです。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。
9番の案件について、質問のある方、挙手願います。
藤浦さん。

藤浦委員 渡人の○○さんは、所有面積1万5,000平米ということでかなりの面積を持っ
ているように見えますが、この案件の畑は耕作されていなくて荒れていたのとい
うことですがけれども、ほかの畑は大丈夫なんですか。

事務局 ○○さんはほかの畑では、ブドウを作っておられます。

議 長 ほかにありますか。質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方の挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
次に進みます。

(4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明
をお願いいたします。

事務局 資料6ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちら使用貸借の設定
に伴う農地の転用案件で、今月1件となります。
所在地は、大字佐野字○○○○○番○、○○○番○、台帳地目畑、現況地目畑、面
積は合計で362.84平米、農地区分は1種農地に該当します。申請事由ですが、
個人用住宅の建築になります。申請人は、渡人は○の○○○○、○○○○、受人は
○○○の○○○○、契約内容は使用貸借です。事由の詳細ですが、町へUターンし
住宅を新築するということです。
位置図を39ページ、その他資料として公図の写しを40ページ、配置図を41ペ
ージにつけております。場所は、○○○○から北西に約570メートルほどの距離
に位置する農地となります。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、1番の案件について補足説明を富澤委員、お願いいたします。

富澤委員 ○○○○さんは○○○○さんの長男に当たる方で、こちらへ戻ってきてお父さんと
同じ農業に従事されたいという意向です。家を建てる場所は実家からも近いとい
うことで、実家のほうへも顔を出したり、実家のほうからも手伝ってもらったりとい
うことで大変有効な関係になるかと思っておりますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
この1番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
(5) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料10ページをお願いします。
議案第5号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、公社との売買が1件、利用権設定の新規設定が12件、再設定が4件の計17件です。
まず、売買のほうから申し上げます。
所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、移転する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目畑、面積2,868平米、利用目的はブドウの作付になります。所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期につきましては令和7年3月17日、対価につきましては131万9,500円となります。
続きまして、資料12ページをお願いします。
次に、利用権となります。
1件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目畑、面積1,632平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万1,000円の新規設定となります。
2件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目畑、面積2,006平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。
3件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇ー〇、現況地目畑、面積6,245平米のうち2,000平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で8万円の新規設定となります。
4件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇、現況地目畑、合計面積2,487平米、利用権の種類は賃借権で、3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。
5件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目畑、面積1,876平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万円の新規設定となります。
6件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目畑、面積2,079平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で1万円の新規設定となります。
7件目から9件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇ー〇他6筆、現況地目畑、合計面積7,207平米、利用権の種類は賃借権で、1年の設

定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で3万5,000円、5,000円、2万円の再設定となります。

10件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、現況地目畑、合計面積4,833平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で4万円の新規設定となります。

11件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、面積1,954平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。

12件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、面積1,021平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万5,000円の新規設定となります。

13件目から15件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇他2筆、現況地目畑、合計面積2,937平米、利用権の種類は賃借権で、10年と5年の設定で、水稻、プラムの作付を予定しています。賃料は10アール当たり7,000円と、全体で1万2,000円の新規設定となります。

16件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目畑、面積1,349平米、利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で6,800円の新規設定となります。

以上17件につきまして、承認をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、10ページの1番の案件について、藤浦委員より補足説明をお願いいたします。

藤浦委員 この案件、11月の定例会で議決された案件の続きですけれども、〇〇〇の〇〇さんから〇〇さんに所有権を移転するのを〇〇〇〇〇〇を間に入れるという案件の続きです。〇〇さんは、新規就農者で入ってきたんですけれども、もう10年以上たっていて、面積も大分広げて頑張っていますので何の問題もないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

この10ページの1番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。

賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

12ページの1番の案件について、月岡委員より補足説明をお願いいたします。

月岡委員 〇〇〇〇さんの案件ですが、昨年までは〇〇〇さんがリンゴを作られていた場所です。ここで〇さんがお返しするということで、JAに相談がありまして、JAから私のところに誰かいないかということでお話が来まして。〇〇〇〇さんは、息子さんが昨年からうちに入りまして、今ブドウの栽培をしておられます。リンゴもや

ってみたいということで、ここで規模拡大したいということでいたところ、ぜひお願いしたいということで話がまとまりました。リンゴ栽培は初めてということで、また友達とか近所の畑の人にいろいろアドバイスいただきながらやるということでもありますので、問題ないと思いますけれども、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、12ページ、1番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、補足説明を佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 ○○さんは、○○さんのリンゴ畑を借りて、ここで契約が切れるそうで、また続けて10年間の利用権設定したいということでもあります。しっかりと耕作されておりますので、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
2番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、補足説明を藤浦委員よりお願いいたします。

藤浦委員 設定を受ける○○○○さんですけれども、昨年新規就農した○○○○○○さんの息子さんで、親御さんが2人で楽しそうにやっているのを見て、会社勤めしていたんですけれども、俺も農業をやりたいということで新規就農をする決意をしたようです。それで、親御さんが○○○○さんのところを長年お手伝いしていた関係もあって、○○さんが、新規就農するんなら俺の畑貸すわということで○○さんとの契約がまとまったという案件でございます。新規就農の○○さんですけれども、○○○○さんも面倒を見てくれるということですので、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
この件に関して、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件につきまして、齊藤委員、補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 ○○さんは、昨年から就農されて、1人で農業をやっておられます。○○○○さんは奥さんが体調が悪いので減らしたいということでいろいろ相談されたわけですが、○○さんに話したらぜひやりたいということで、話がまとまりました。○○さん自体1人でやっているんですが、お母さんも手伝ってくれるということで大丈夫だとは思っていますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

4番、この件について、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に入ります。

賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

5番の案件について、下田委員、補足説明をお願いいたします。

下田委員 5番の案件ですけれども、2ページの報告第3号の5番の案件と関係があって、今までその場所は〇〇〇〇さんが借りていられて、リンゴをやっていたらたんですけども、誰か借りてくれる人いないかなと探していたところ、近所の〇〇〇〇さんが、快く引き続きリンゴを作っていただけるということとなりました。前にも〇〇〇〇さんのところを借りられたりしている関係もあるだろうと思うんですけども、問題ないと思いますので、皆さんの承認をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

この5番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に移ります。

賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

6番の案件につきまして、湯本委員より補足説明をお願いいたします。

湯本(幸)委員 〇〇〇〇くんですが、リンゴの規模拡大をしたいということで探していたところ、いい場所が見つかり、10年契約でやるということです。〇〇君も若くてバイタリティーのある男なので問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

この6番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に移ります。

賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それから、7番、8番、9番について、湯本委員より補足説明をお願いいたします。

湯本(幸)委員 先月の定例会でもお話しさせていただいたんですけども、この〇〇〇〇君は、どこの畑もみんなこれ1年ずつの契約になっています。それで、今現在、母親と2人で作業しているんですけども、その母親がいずれできないだろうということで、みんな1年契約ということでやっているらしいです。何の問題もないと思いますけれども、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

それでは、7番、8番、9番、併せて質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、じゃ7番から採決いたします。

7番について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

8番について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

9番の案件につきまして、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

10番の案件について、齊藤委員より補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 ○○さんは東京で○○○○の仕事をしていたわけですが、農業をやりたいということです。○○さんの畑ですが、○○さんもちょうと肩の調子悪くて手術したりで、もうある程度年になってやる自信がないから作り手を探しているところにちょうどやっていただけるということです。新規就農になるわけですがけれども、親も手伝うみたいですのでいいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
この10番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
11番の案件に入る前に、本人の案件がありますので、藤浦委員、退席願います。
それでは、11番の案件について、補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○さんについては、略させていただきます。
○○さんですが、やっぱりもう高齢になってきて、以前モモを作っていた場所にリンゴを植えたんですが、どうもやる自信がない、リンゴが重くて駄目だということで、○○さんとSSの仲間でもあることで、話がうまく進んで○○さんがやることだそうですので、問題ないと思います。お願いします。

議 長 ありがとうございます。
この件に関して質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
藤浦委員、可決されましたので、お願いいたします。
続いて、12番の案件もご本人の家族の案件ですので、渡辺委員、一旦退席ということでお願いいたします。
それでは、12番の案件につきまして、補足説明を月岡委員、お願いいたします。

月岡委員 ○○○○さんですが、数年前から○○○○さんのお宅の畑を借りていまして、リンゴを栽培しております。新規で10年契約ということで設定するということがあります。今まで栽培していた畑ですので問題ないと思いますけれども、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
この件に関して質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、12番の案件の採決に入ります。
賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
渡辺委員、可決ということでお願いいたします。
続いて、13番から15番の案件、これも本人の案件でございますので、小古井委員、一時退席ということでお願いいたします。

小古井委員 退席する前に一言いいですか。金の払い方なんですけれども、これ初年度に一括で金払っていますので、毎年年末払いはしていません。

議 長 13番、14番、15番の案件、富澤委員より補足説明をお願いいたします。

富澤委員 13番の案件ですが、〇〇さんは去年から作っていられたみたいところで、14番の〇〇さんの畑を〇〇〇さんやっていたんですけども、ちょうど隣の畑だったもので、続きで使えるということで〇〇さんと話がまとまりました。14番ですが、今まで〇〇さんの田んぼを半分借りていたんですけども、ここで1枚全面借りるということで〇〇さんと話ができたということです。
15番ですけども、前作っていられた〇〇さんが途中で体調不良で続けられなくなったということで、急遽〇〇〇さんが去年からやられるようになり、今年は正式に借りるようにしたということでありますので問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
この13、14、15番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、先ほど小古井さんおっしゃっていましたが、年末払いではなくて、初年度に10年分を一括で払いするというのも踏まえて採決に入ります。
13番の案件について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
14番の案件について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
15番の案件について、賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
小古井委員、可決ということでお願いいたします。
16番の案件についても本人の案件ですので、湯本浩委員、一時退席願います。
16番の案件について、齊藤委員より補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 まず、場所から説明しますが、〇〇さんの家のすぐそばにある畑です。今までその畑はよその方に貸していたんですけども、2年ほど前に返されて困っておられたところ、借手探したら〇〇さん受けてくれるということですので、ぜひ遊休荒廃地をなくすという意味でもいいことだと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
16番の案件、この案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に移ります。
賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
全員賛成で可決いたします。
議事につきましては、以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

<その他> 令和6年度下半期農地流動化補助金について
令和6年度最適化活動の点検・評価について

会長代理 それでは、以上をもちまして第2回定例総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
